

投資信託のデリバティブリスク管理方法

当社は、デリバティブ取引等のリスクを社団法人投資信託協会規則（以下「当規則」といいます）に定める方法に従って管理しています。

- ・ 管理の対象となる投資信託は、公募投資信託（ファンド・オブ・ファンズを除く）および、公募のファンド・オブ・ファンズの投資対象となっている適格機関投資家私募投資信託です。
- ・ デリバティブ取引等とは、金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいい、先物取引、オプション取引（新株引受権証券、新投資口引受権証券を含みます）スワップ取引、先渡し取引、為替予約取引（ヘッジ目的の取引を除きます）等の取引をいいます。
- ・ 当社（運用の外部委託先を含みます）において投資信託のデリバティブ取引等を行う場合には、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動、その他の理由により発生し得る危険に対応する額をバリュー・アット・リスク（VaR）方式により計算し、管理します。
- ・ なお、当社が設定・運用するファンド・オブ・ファンズの投資対象ファンドが外国籍投資信託である場合には、投資対象ファンドにおけるデリバティブ取引等のリスク管理方法が当規則の定める方法に準じているか調査を行ったうえで投資を行います。

以上